

令和 7 年 9 月
愛莊町議会定例会
議案説明資料

令和 7 年 8 月 2 1 日

●議案第47号

愛荘町まちじゅう読書の条例の制定理由

愛荘町は平成21年（2009）年3月に愛荘町議会で議決された「愛荘町まちじゅう読書の宣言」の趣旨をふまえ、町全体で読書を楽しむことができるよう取り組みを進めてきた。

愛荘町町制施行20周年を迎えるにあたり、これからもみんなで読書をたのしむみちしるべとなるよう、この条例を制定するもの。

愛荘町まちじゅう読書の条例の要旨

第1条 目的

第2条 基本理念

第3条 町民の取組

第4条 町の役割

第5条 学校等の取組

第6条 他の計画等との整合性の確保

第7条 読書推進月間

第8条 委任

施行期日

公布の日

●議案第48号

愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する理由

人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の要旨

・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置

妊娠、出産時や育児期の職員への、面談等による両立支援制度の周知や制度利用・働き方の意向聴取および聴取した意向への配慮を行う。

- ① 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向配慮等（第18条の2第1項）
- ② 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等（第18条の2第2項）

施行期日

令和7年10月1日

愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年愛荘町条例第36号)新旧対照表

現行	改正後
(新設)	<u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第18条の2 任命権者は、愛荘町職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 愛荘町職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせる</u>

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第18条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置(以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第18条の3</u> (略)	<u>ための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第18条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置(以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u> _____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第18条の4</u> (略)
--	--

●議案第 49 号

愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する理由

人事院規則 19-0（職員の育児休業等）の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の要旨

- ・部分休業制度（育児のために勤務しないことを認める制度）の拡充
 - ① 部分休業について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内という形態を「第 1 号部分休業」とし、1 年につき条例で定める時間（10 日相当。1 時間を単位とする。）を超えない範囲内の形態を「第 2 号部分休業」として新設する。（第 20 条、第 20 条の 2）
 - ② 部分休業の請求を申し出る単位期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。（第 20 条の 3）
 - ③ 第 2 号部分休業の上限は、常勤職員が 7 7 時間 30 分、非常勤職員が 1 日当たりの勤務時間に 10 を乗じて得た時間とする。（第 20 条の 4）
 - ④ 職員が育児時間の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情を規定（第 20 条の 5）
 - ⑤ 部分休業の承認の取消事由を整理（第 22 条）

施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

愛荘町職員の育児休業等に関する条例(平成18年愛荘町条例第37号)新旧対照表

現行	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項および第2項、第14条および第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合も含む。)、第17条、第18条第3項ならびに第19条第1項<u>および第2項の</u> <u>規定に基づき、同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要</u> <u>な事項を定めるものとする。</u> (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数<u>および勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く<u>。</u>) (<u>部分休業の承認</u>) 第20条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)</u>の承認は、<u>勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項および第2項、第14条および第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合も含む。)、第17条、第18条第3項ならびに第19条第1項<u>から第3項までおよび第5項の</u>規定に基づき、同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数<u>。</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く<u>。次条において同じ。)</u> (<u>第1号部分休業の承認</u>) 第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)</u>の承認は

において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合におけるものに限る。)または勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が前項の特別休暇または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(新設)

____、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇(生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合におけるものに限る。)または勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が前項の特別休暇または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同

	<u>条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間のすべてについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業に残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数のすべてについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>
(新設)	<u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日あたりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u>
(新設)	<u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u>

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員(会計年度任用職員を除く。)が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する</u>。	<u>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員(会計年度任用職員を除く。)が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
---	---